

大阪市都市整備局情報共有システム活用要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪市都市整備局が発注する工事において、「受発注者間の業務効率化の推進等」を目的として情報共有システムを活用するにあたり、必要な事項について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、主に受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 工事帳票

公共建築工事標準仕様書で定義する「書面」のうち、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」、「通知」、「確認」等の行為に必要な書面及びその添付資料のことをいう。

(3) 発注者指定方式

発注者が情報共有システムの活用を指定する方式をいう。

(4) 受注者希望方式

受注者の希望により情報共有システムを活用する方式をいう。

(対象工事)

第3条 本要領は、大阪市都市整備局が発注する工事を対象とする。

2 発注方式は「発注者指定方式」又は「受注者希望方式」とし、適用する発注方法に応じた特記仕様書を使用するものとする。

(対象とする工事帳票)

第4条 情報共有システムを活用する工事帳票は、「工事打合せ簿」とする。

2 前項の規定にかかわらず、工事打合せ簿以外の工事帳票について、(別紙1)「工事提出書類一覧表」を用いた受発注者協議による決定をもって、情報共有システムの対象とすることができる。

3 情報共有システムを活用する工事帳票に個人情報が含まれる場合は、情報共有システムを活用する者が当該工事帳票にパスワードを設定するものとする。

(対象とする工事帳票に係る意思決定)

第5条 情報共有システムを活用する工事帳票に係る発注者の意思決定は、情報共有シス

テムを活用して行う。

(実施計画書)

第6条 発注者指定方式による工事の受注者は、活用する情報共有システムの名称及び第4条第2項の受発注者協議により決定した情報共有システムを活用する工事帳票、その他必要事項を記載した実施計画書を作成し、情報共有システムの活用を開始する前に監督職員に提出する。

2 前項の規定にかかわらず、情報共有システムの活用を開始する前に、工事帳票を共有する必要がある場合は、書面で共有することができる。

3 受注者希望方式による工事の受注者が情報共有システムの活用を希望する場合は、前2項の規定を準用する。

(検査)

第7条 発注者が情報共有システムで意思決定を行った工事帳票に係る検査は、電子データの利用を原則とする。なお、これにより難しい場合は、受発注者協議により定めるものとする。

(工事帳票の納品)

第8条 受注者は、情報共有システムを活用した工事帳票について、工事完成時に電子納品することとする。

(情報共有システム利用に係る経費)

第9条 情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び使用料）は、次のとおり計上するものとする。

(1) 発注者指定方式

あらかじめ共通仮設費に積上げ計上し、予定価格を算定することとする。

(2) 受注者希望方式

受注者が情報共有システムの活用を希望する場合は、共通仮設費として積上げ計上し、変更契約を行うこととする。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日以降に発注する工事に適用する。

2 発注者は、施行日前に発注した工事においても、受発注者協議による決定をもって、この要領の例によることができる。

工事提出書類一覧表

様式 番号	書類名称	適用	
		情報共有システム利用可※	決裁※
1	現場代理人等通知書	○	○
2	現場代理人等が受注者と直接的な雇用関係にある者であることの証明の届出	○	○
3	「法令等による資格・免許等」又は「監理技術者資格者証」の届出	○	○
4	現場代理人等変更通知書	○	○
5 A	電気保安技術者届	○	○
5 B	工事中電力設備の保安責任者通知書	○	○
5 C	電気保安技術者届・工事中電力設備の保安責任者通知書	○	○
6 A	工事工程表（建築工事）	○	○
6 B	工事工程表（設備工事）	○	○
7	労災保険加入証明書	×	○
—	登録内容確認書（工事实績情報システムCORINS）	○	
参考1	施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿（作成例）	○	
参考2	施工体系図（作成例）	○	
参考16	施工管理体制表	○	○
参考17	下請負人一覧表	○	
8	建設工事保険等加入届出書	○	
9	工事履行報告書	○	○

様式 番号	書類名称	適用	
		情報共有システム利用可※	決裁※
10	共同企業体施工誓約書		
11	共同企業体現場勤務員構成表	○	
—	特約条項		
—	建設工事共同企業体協定書		
12	建退共掛金収納書		
13	共済証紙購入枚数説明書	○	
14	共済証紙購入・貼付枚数最終報告書	○	
15-1	社会保険等未加入状況報告書	○	
15-2	社会保険等未加入状況報告書(別紙)	○	
16	下請負人の社会保険等加入状況確認書	○	
17	下請負人の社会保険等加入状況報告書	○	
18	覚書	×	
19	使用機器材承諾願	○	○
20	使用機器材変更承諾願	○	○
21A	機器製作図	○	○
21B	機器製作図		
22	検査願	○	○
23A	試験成績報告書	○	

様式 番号	書類名称	適用	
		情報共有システム利用可※	決裁※
23 B	検査成績報告書	○	
23 C	試験・検査成績報告書	○	
24	長期休暇警備計画書	○	
25	部分払に係る出来形部分等の確認願	○	○
26-1	出来高査定簿（表紙）	○	○
26-2 A	出来高査定簿請求内訳書（債務負担行為なし）	○	
26-2 B	出来高査定簿請求内訳書（債務負担行為あり）	○	
26-3	出来高査定簿（明細書）	○	
27	工事期限延期願	○	○
28	工事完成届	○	○
29	工事一部完成届	○	○
30-1	手直し完了届	○	○
30-2	手直し調書	○	
31	履行遅延理由書	○	
32	工事保証書	○	
33	引渡書	○	○
34	部分引渡書	○	○
35	引渡品目明細表	○	

様式 番号	書類名称	適用	
		情報共有システム利用可※	決裁※
36	部分使用同意書	○	
参考20	休日作業届	○	
参考3	産業廃棄物まとめシート	○	
—	住宅瑕疵担保責任保険 保険付保証明		
—	現場関係書類		
【大阪市暴力団排除条例の関連】（契約書第8条の2による）			
参考4	誓約書【下請負人等用】	○	
参考5	不当介入報告・届出書	○	
参考6	不当介入結果報告書	○	
38	役員等に関する調書	○	
【請負代金（前払金・部分払金・完成金）の支払請求】（契約書第33条、第35条による）			
39	認定請求書	○	
40	工事前払金申請書	○	○
41	工事中間前払金申請書	○	○
—	保証証書		
42	請求書	○	
43A	請求内訳書（部分払用・債務負担行為なし）	○	
43B	請求内訳書（部分払用・債務負担行為あり）	○	

様式 番号	書類名称	適用	
		情報共有シス テム利用可※	決裁※
44	請求内訳書	○	
【事故報告等の関連書類】			
45	事故発生報告（第 報）		
46	事故報告書	○	
47	工事一時中止願	○	
48	工事再開承諾願	○	
—	事故再発防止対策書		
【建設リサイクル法の関連書類】			
—	説明書		
—	分別解体等の計画（建築物に係る解体工事）		
—	分別解体等の計画（建築物に係る新築工事）		
—	分別解体等の計画（建築物以外のものに係る解体・新築工事）		
—	法第13条および省令第4条に基づく書面（建築物に係る解体工事用）		
—	法第13条および省令第4条に基づく書面（建築物に係る新築工事用）		
—	法第13条および省令第4条に基づく書面（建築物以外のものに係る解体・新築工事等用）		
—	法第13条および省令第4条に基づく書面（特定建設資材廃棄施設リスト）		
—	再生資源利用計画書 －建築資材搬入工事用－		
—	再生資源利用促進計画書 －建築副産物搬出工事用－		

様式 番号	書類名称	適用	
		情報共有システム利用可※	決裁※
—	告知書		
—	再生資源利用実施書 －建築資材搬入工事用－		
—	再生資源利用促進実施書 －建築副産物搬出工事用－		
—	リサイクル阻害要因説明書		
—	再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画 （実施書）の電子データ	×	
【週休2日工事の関連書類】			
参考8	月単位週休2日届出書	○	○
参考9	現場閉所（計画・実績）書	○	○
【電子マニフェストの関連書類】			
—	マニフェスト関連書類		
参考13	紙マニフェストの交付に関する承諾願い	○	
参考14	紙マニフェストの交付に関する報告書	○	
参考15	紙マニフェストの交付に関する顛末書	○	
【大気汚染防止法（石綿飛散防止）の関連書類】			
—	事前調査書面		
【昇降機設備工事の関連書類】			
E V 1 A	現場代理人の常駐を要しない期間及び兼務工事の届出 （当初）	○	○
E V 1 B	主任技術者の専任を要しない期間の届出（当初）	○	○

様式 番号	書類名称	適用	
		情報共有システム利用可※	決裁※
E V 1 C	現場代理人の常駐を要しない期間及び兼務工事の届出 (変更)	○	○
E V 1 D	主任技術者の専任を要しない期間の届出 (変更)	○	○
参考19	現場代理人兼任届 (変更届)	○	

○：システムを利用を原則とする

×：システムを利用しない

※

情報共有システム利用可：システムを用いた決裁等の必要のない書類共有やシステムへの登録等

決裁：システムを用いた決裁等